



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年7月14日金曜日 第425号外2

◇ 目 次 ◇

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局).....	1
会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (").....	2

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 1254

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年7月14日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（この規則の目的）</p> <p>第1条 この規則は、職員の特殊勤務手当等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号。以下「条例」という。）第3条、第6条、第19条、第20条第2項及び第3項、第46条第2項、第50条第2項、第53条、第54条第2項、第60条第2項及び第3項、第61条、第62条第2項、第64条の2並びに第65条並びに附則第3項、第5項及び第9項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当（これに相当する報酬を含む。以下同じ。）の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第6条 削除</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。但し、第2条の規定は、昭和27年9月1日から、その他の規定は、昭和27年8月4日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>（この規則の目的）</p> <p>第1条 この規則は、職員の特殊勤務手当等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号。以下「条例」という。）第3条、第6条、第19条、第20条第2項及び第3項、第46条第2項、第50条第2項、第53条、第54条第2項、第60条第2項及び第3項、第61条、第62条第2項、第64条の2並びに第65条並びに附則第3項、第5項、第9項及び第18項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当（これに相当する報酬を含む。以下同じ。）の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第6条 条例附則第18項の人事委員会が定める作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者から検体を採取する作業</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う疫学的調査その他の調査の作業</u></p> <p>(3) <u>新型コロナウイルス感染症の患者を搬送する自動車に同乗して当該患者に付き添う作業</u></p> <p>(4) <u>人事委員会が前3号に掲げる作業に相当すると認める作業</u></p> <p>2 条例附則第19項に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。</p> <p>(1) 条例附則第19項第1号の作業は、3,000円</p> <p>(2) 条例附則第19項第2号の作業は、4,000円</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。但し、第2条の規定は、昭和27年9月1日から、その他の規定は、昭和27年8月4日から適用する。</p> <p>2 当分の間、第6条の規定は、適用しない。</p>

○愛媛県人事委員会規則7 1255

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年7月14日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 1223）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>一時差止処分</u>に係る準用）</p> <p>第23条 省略</p> <p>第5章 給与の支給日等</p> <p>第24条 条例第20条第2項及び第3項に規定する人事委員会規則で定める日は、<u>21日</u>（同日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）とする。</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、給与期間中同項に規定する日後において新たに会計年度任用職員（基本報酬の額を日額又は時間額で定められた第1号会計年度任用職員を除く。）となった場合は、第1号会計年度任用職員にあっては基本報酬並びに地域手当及び初任給調整手当に相当する報酬を、第2号会計年度任用職員にあっては給料並びに地域手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、へき手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、初任給調整手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当をその際支給する。</u></p> <p><u>4 前3項の規定にかかわらず、会計年度任用職員が離職又は死亡した場合は、その際給与を支給する。</u></p> <p>第30条 減額すべき給与額は、第1号会計年度任用職員にあってはその給与期間の分の基本報酬に対応する額、地域手当に相当する報酬に対応する額及び初任給調整手当に相当する報酬に対応する額を、それぞれその給与期間（基本報酬の額を月額で定められた第1号会計年度任用職員にあっては、その次の給与期間）以降の基本報酬、地域手当に相当する報酬及び初任給調整手当に相当する報酬から、第2号会計年度任用職員にあってはその給与期間の分の給料に対応する額、地域手当に対応する額、特地勤務手当 _____ に対応する額、へき手当 _____ に対応する額、初任給調整手当に対応する額、定時制通信教育手当に対応する額、義務教育等教員特別手当に対応する額及び産業教育手当に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料、地域手当、特地勤務手当、へき手当、初任給調整手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当及び産業教育手当から差し引くものとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>（<u>一次差止処分</u>に係る準用）</p> <p>第23条 省略</p> <p>第5章 給与の支給日等</p> <p>第24条 条例第20条第2項及び第3項に規定する人事委員会規則で定める日は、<u>10日</u>（同日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）とする。</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、会計年度任用職員が離職又は死亡した場合は、その際給与を支給する。</u></p> <p>第30条 減額すべき給与額は、第1号会計年度任用職員にあってはその給与期間の分の基本報酬に対応する額、地域手当に相当する報酬に対応する額及び初任給調整手当に相当する報酬に対応する額を、それぞれその給与期間 _____ 以降の _____ 基本報酬、地域手当に相当する報酬及び初任給調整手当に相当する報酬から、第2号会計年度任用職員にあってはその給与期間の分の給料に対応する額、地域手当に対応する額、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）に対応する額、へき手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）に対応する額、初任給調整手当に対応する額、定時制通信教育手当に対応する額、義務教育等教員特別手当に対応する額及び産業教育手当に対応する額を、それぞれその _____ 給与期間以降の給料、地域手当、特地勤務手当、へき手当、初任給調整手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当及び産業教育手当から差し引くものとする。</p> <p>2 省略</p>

附 則

- この規則は、令和5年11月1日から施行する。
- 改正後の会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則第24条第1項（第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第3項及び第4項並びに第30条第1項の規定は、この規則の施行の日以後を計算期間とする給与（通勤手当及び期末手当を除く。以下同じ。）及び令和5年12月1日以後に開始する支給単位期間（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第10条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の支給について適用し、この規則の施行の日前までを計算期間とする給与及び同月1日前までに開始した支給単位期間に係る通勤手当の支給については、なお従前の例による。